

(2) 介護関連施設の整備等について

① 介護関連施設の整備について

<趣旨>

特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウスなどの介護関連施設については、平成12年度においても、介護サービス供給体制の量と質の両面からの充実を図るため、今年度同様、必要な整備を積極的に支援する方針である。

特に、高齢者生活福祉センターについては、量的な面はもとより基準面積の拡充に加え、運営費の大幅な改善を図る予定であるので、特別養護老人ホーム退所者の受け皿対策として積極的な活用を図るよう指導されたい。

なお、地域におけるニーズ等の必要性を踏まえたものであれば養護老人ホームの創設又は増床整備も、国庫補助協議の対象としていく考えである。

ア 平成11年度第2次補正予算（案）について

平成11年度では、今後も追加協議を受付ける予定としているが、今般の平成11年度第2次補正予算において、介護関連施設の一層の整備促進を図るため、約513億円を計上することとしている。

イ 平成12年度予算要求について

平成12年度の予算要求では、各地方公共団体から提出された介護サービスの必要量についての中間的な報告等を基に、事業に必要な経費、約1,322億円を要求するとともに、特別養護老人ホーム及び高齢者生活福祉センターの面積拡大などの内容改善を盛り込んでいる。

(参考) 介護関連施設の整備量

(11年度第2次補正予算案) (平成12年度要求)

○特別養護老人ホーム	5, 000人分	10, 000人分
○ショートステイ	2, 000人分	6, 000人分
○ケアハウス	1, 500人分	5, 000人分
○高齢者生活福祉センター	200か所	200か所
○老人デイサービスセンター	100か所	1, 200か所
○痴呆性老人グループホーム	200か所	400か所
○老人保健施設	4, 000人分	7, 000人分

ウ 平成12年度予算要求における内容改善事項

○ 特別養護老人ホームの面積改善

いくつかの居室を一つの生活単位としてまとめた、いわゆるグループケアユニット型として特別養護老人ホームを整備する場合に、国庫補助基準面積を、一人当たり $34.13m^2 \rightarrow 38.0m^2$ に引き上げるもの。

○ 高齢者生活福祉センターの面積改善

現行では、併設するデイサービス部門と共にしている食堂、事務室などを、居住部門にも独立して整備できるよう、国庫補助基準面積を、一人当たり $29.5m^2 \rightarrow 35.0m^2$ に引き上げるもの。

○ ケアハウスの定員規模の緩和

特別養護老人ホーム等と併設した小規模なケアハウスの整備促進を図るため、現行の最低定員規模を引き下げるもの。

	【現行】	【要求】
(単独設置の場合)	30人以上	\rightarrow 20人以上
(併設設置の場合)	15人以上	\rightarrow 10人以上

○ 養護老人ホームの定員規模の緩和

養護老人ホームの一部を特別養護老人ホームに転換する場合及び特別養護老人ホームに養護老人ホームを併設する場合に、養護老人ホームの最低定員を20人以上とするもの。

これにより、定員50人規模の養護老人ホームにおいても、特別養護老人ホームへの一部転換が可能となる。

エ 今後の日程等について

平成12年1月中旬以降、平成11年度追加協議分と平成12年度協議分を併せてヒアリングを行う予定としている。

昨年度同様、国庫補助協議までの期間が厳しくなることが予想されるが、協議対象施設や法人の審査等、適切な選定手続きについて、遺漏のないようよろしくお願ひしたい。

オ 財産処分申請手続の簡素化について

特別養護老人ホームの一部を居宅介護支援事業所に転換する場合や公立の特別養護老人ホームを社会福祉法人へ貸与する場合等における国庫補助金の取り扱いについては、平成11年7月27日に介護保険制度施行準備室長よりご連絡したとおりである。

これらの処理に伴う財産処分手續については、都道府県・市から厚生大臣あての申請手続ができるだけ簡素化できるよう、関係部局とも協議しているところであるが、調整がつき次第、早急にお知らせしたい。

② 介護予防拠点整備事業について

<趣旨>

介護保険法の円滑な実施のためには、介護保険制度の健全運営とともに、高齢者が要介護状態になることを予防する取り組み（介護予防）を積極的に進めていくことが重要である。

このため、市町村が地域の実情に応じて、介護予防のための事業のほか、介護知識・介護方法の普及に関する事業に係る拠点を整備するための費用を補助するため、平成11年度第2次補正予算（案）に300億円（施設整備費270億円、設備整備費30億円）を計上したところである。

第2次補正予算（案）については、現在国会で審議中であるが予算（案）が成立次第具体的な作業を進めていく予定であるので、各都道府県・指定都市・中核市（以下都道府県市という。）においては、本事業の趣旨を十分理解の上、別添に示す実施要綱（案）を参考としつつ、積極的に協議されるよう準備をお願いしたい。

- 第2次補正予算（案）の成立が前提となるが、今後のスケジュールの留意点については、次のとおりである。

ア スケジュールについて

（ア）国庫補助協議について

国庫補助協議は、都道府県市ごとに協議可能な総額を提示し、その範囲内で協議して頂く方法とする。したがって、12月の中旬にあらかじめ各都道府県市に対して、協議枠を示す予定である。

各都道府県市においては、その額の範囲内で市町村の所要額を調整し、協議願いたい。

（イ）協議書の提出について

協議書については、来年1月下旬に予定しているヒアリング時に提出するものとする。

協議書の書類の内容は、下記のとおり予定している。但し、1事業当たりの事業費が5千万円以上の場合はこの他に資金計画、その他工事内容の判る書類を添付すること。

協議書の提出依頼については、12月下旬に別途文書を送付する予定（所要額調書は、Microsoft社の表計算ソフト「Excel」での提出を依頼する予定）である。

都道府県：市町村別所要額調書（事業名、要望額の一覧）、事業の積算内訳、見積書、工事内容の判る書類（平面図等）

指定都市・中核市

：所要額調書（事業名、要望額の一覧）、事業の積算内訳、見積書、工事内容の判る書類（平面図等）

（ウ）内示について

補助金の内示の時期は今年度中には行う予定である。

イ 負担割合等について

国費 10/10（定額）補助とすることから、県・市町村の負担割合はない。但し、本経費は、（項）社会福祉施設整備費の（目）社会福祉施設等施設整備費補助金及び（項）社会福祉諸費の（目）社会福祉施設等設備整備費補助金であることから、県に対する補助金となる。したがって、都道府県においては、予算措置が必要となるので御留意願いたい。

ウ 都道府県の事務費負担について

本事業の執行に当たり、今後、ヒアリングを予定していることや、市町村に対する本事業の説明や調整が必要と考えられることから、都道府県が必要とする事務費について、100万円を上限とし、在宅サービス推進等事業費補助金において10/10で補助する用意があるので、要望があれば併せて協議願いたい。

エ その他の留意事項

- (ア) 都道府県は市町村や、広域連合等の要望も踏まえながら、介護予防事業の円滑な実施に資するよう調整を行われたい。なお、これにより整備された施設については、老人クラブなどを活用した地域住民参加型の運営についても配慮願いたい。
- (イ) 補助対象経費は社会福祉施設等施設整備費補助金及び社会福祉施設等設備整備費の補助対象と同様となる。
- (ウ) この事業に都道府県・市町村が独自の判断で上乗せ補助を行うことは差し支えない。